

平成17年度 事業報告

第1 事業の成果

平成17年度の事業活動は、被害者が必要とする際に利用できる恒常的な各種相談業務の定着に努めるとともに、公判付添い支援や経済的支援等の直接的な支援活動をはじめ、被害者自助グループとの連携、ボランティアの資質向上を図るため研修と養成等の事業推進に努めた。また、静岡県公安委員会による「犯罪被害者等早期援助団体」の指定に向けた各種の事業展開も実施した。

特に日本財団から犯罪被害者等に対する直接的支援活動への助成を得て、県民に対する被害者支援意識の高揚の為、広報啓発活動をはじめ直接的支援事業の充実強化を図った。

第2 事業の実施に関する事項

1 犯罪被害の相談に関する事業

(1) 電話相談

毎週月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までの間、延べ222日開設し電話相談ボランティア等、延べ472人が従事した結果、犯罪被害者等437人からの相談を受理した。

(2) 面接相談

電話相談の結果、臨床心理士によるカウンセリングを必要とした被害者延べ11人に対して面接相談を実施した。

(3) 法律相談

電話相談の結果、弁護士による法律相談を希望した13人の被害者に対し、法律的相談に応じた。

2 被害者等の支援のための給付に関する事業

「水野基金」による見舞金は、殺人事件遺族等20人に対して39万円を支給した。

3 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者に対する申請手続き等に関する事業

「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」についての知識習得を図るため、支援センター事務局員及びボランティアに対し、犯罪被害者対策室係官から、3回にわたり研修を受け、申請者に対しては積極的に手続き等を教示した。

4 犯罪被害者等に対する直接的支援に関する事業

(1) 裁判所付添い等

静岡地裁及び地裁浜松支部に於ける公判付添いは、3事件27回にわたり事務局職員及びボランティア、延べ40人が従事した。また、傍聴券確保のための支援にも従事した。その他遺族の要請に基づきマスコミ取材に対する調整等を行った。

(2) 被害者に対する生活費等の支給

性犯罪及びDV事件等の被害者27人に対し、治療費、宿泊代、物品など20件

第1号議案

137,703円を支給した。

(3) 自助グループに対する支援活動

平成17年4月23日、自助グループを結成、当初2人の遺族によりスタートしたが7月からさらに2人の遺族が加わり、4人により毎月1回開催された。平成18年度も引き続き継続実施の方針で、併せメンバーの増員にも努めていく予定である。

(4) 研修会等の実施

支援センターが相談員を対象に企画した研修会を毎月1回延べ24回開催し、資質の向上を図った。また各種団体が開催した講演会・研修会に事務局員及び相談員が出席した。

5 被害者等に対する広報及び啓発活動に関する事業

(1) 広報誌「支援センターだより」の発行

平成17年度は「支援センターだより」15号～18号の計4回(20,000部)を発行した。

(2) 被害者支援キャンペーンの実施

ア 平成17年9月24日、静岡市葵区しずぎんホール「ユーフォニア」において、犯罪被害者支援講演会を開催し、広報啓発と募金活動の実施した。(聴衆約300人)

イ 平成17年10月16日、伊豆市修善寺狩野ドームにおいて、被害者支援、地域安全チャリティーコンサートを開催し広報啓発と募金活動を実施した。(聴衆約500人)

ウ 平成17年12月17日静岡市清水区「エスパルスドリームプラザ」において第5回ふれあいクリスマスコンサートを開催し、広報啓発と募金活動を実施した。(聴衆500人)

(3) 各種団体に対する講演

清水寿大学、静岡県警察学校、藤枝警察署被害者支援連絡協議会、駿府学園、静岡刑務所等において、専務理事等が犯罪被害者対策の現状と必要性等について講演した。

(4) テレビ、ラジオへの出演、新聞社に対する素材提供

新聞各社の取材に応じたほか、積極的な素材提供を行い、県民に対する被害者支援の現状等について広報した。

(5) カレンダーの作成、配布

平成18年度版カレンダー(名入り)200部を作成し、関係組織に配布した。

(6) 静岡駅地下道看板掲出

「犯罪被害者支援の日」のキャンペーン期間中の9月26日～30日まで広報用看板を掲出した。

(7) リーフレットの作成

平成17年7月21日、「あなたのこころを応援します。」のタイトルでリーフレット5,000部、平成17年12月20日、同様タイトルのパンフレット5,000部を

第1号議案

作成，配布した。

(8) ホームページの更新

支援センターのHP（<http://www.shizuoka-hhsc.jp/>）については、随時更新し、最新の情報を発信した。

6 被害者の実態調査及び研究活動に関する事業

- (1) 平成17年6月11日静岡県弁護士会犯罪被害者支援対策委員会主催「犯罪被害者のための研修会」が弁護士会館で開催され、事務局ボランティア6人参加した。
- (2) 平成17年7月8日、静岡県被害者支援連絡協議会に専務理事兼事務局長が出席し、支援センターの活動実績等について発表した。
- (3) 平成17年10月2日、全国被害者支援ネットワーク主催の秋期全国研修会が東京で開催され、事務局員4人、ボランティア4人が参加した。
- (4) 平成18年2月17日、全国被害者支援ネットワーク主催の春期全国研修会が和歌山市で開催され、事務局員3人、ボランティア2人が参加した。
- (5) 平成18年3月21日、臨床心理士会主催の第6回心の健康会議が名古屋で開催され事務局員2人、ボランティア8人、臨床心理士2人が参加した。
- (6) その他各種団体等が開催した講演会、研修会等に事務局員及びボランティアが参加した。

7 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- (1) 平成17年10月1日、東京医科歯科大学で開催された「全国被害者支援ネットワーク評議員会」に専務理事兼事務局長が参加した。
- (2) 平成18年2月1日東京医科歯科大学で開催された「全国被害者支援ネットワーク事務局長会議」に専務理事兼事務局長が参加した。

8 犯罪被害者等支援意識普及業務委託事業

(1) マスコミ等利用支援意識啓発事業

9月～10月にK-MIXおよびSBSラジオからスポットCMをそれぞれ12回ずつ計24回放送した。また、A4サイズの広報用リーフレットを5,000部作成した。

(2) 犯罪被害者等支援講演会事業

平成17年9月24日、しずぎんホール「ユーフォニア」において「犯罪被害者支援の日」のイベントを開催し、被害者遺族の講演を実施した。

(3) 犯罪被害者等支援推進員養成講座開催事業

平成17年8月24日から平成17年12月21日の間、応募した20人を対象に前年に引き続き電話相談等の「ボランティア養成講座」を実施した。14回の講座と、公判見学を終了後、筆記試験及び面接を行ない、14人を新たにボランティアとして委嘱した。

9 犯罪被害者等に対する直接的支援活動の普及と定着事業

第1号議案

(1) 東、西相談所開設事業

東西に長い静岡県全域の被害者の利便性に配慮し、東部地区及び西部地区に相談所を開設するための調査準備を進めた。

当初開設を予定していた沼津事務所については、環境的な問題から、見直しすることとなり開設場所、事業内容、体制等を含め、更に検討することとした。

(2) 直接的支援充実事業

ア 被害者に対する、経済的支援や生活支援、公判付添い支援等、現在実施している「直接的支援」活動を充実・強化することに重点を指向した。臨床心理士による相談員に対するスーパーバイズを計画したが、日程調整ができず当初の計画が大幅に遅れ昨年12月から実施した。

イ 相談員が支援業務に従事する場合、業務に対する意識付けを図ることと、関係者等から求められた場合、身分を明らかにする証としての、バッチ、名刺、支援員証、被害者支援マニュアル等を作成し、委嘱ボランティアに交付した。

(3) 直接支援員研修事業

多様化する被害者のニーズに的確に対処するため、直接支援員の資質向上を図った。毎月1回開催する研修会だけでなく

- ・ 静岡県弁護士会主催の研修会
- ・ 全国犯罪被害者支援ネットワーク主催の秋期、春期全国研修会
- ・ 臨床心理士会主催の講演会

等に参加し、スキルアップを図った。

(4) 自助グループ支援事業

平成17年4月23日2人の遺族により自助グループを結成、第1回の会合が開催された。7月からは更に2人の遺族が参加し、以後本年3月まで月1回のペースで継続開催してきた。今後メンバーの増員を視野におきながら、継続実施していく方針である。

(5) 広報啓発事業

被害者支援活動については、平成13年7月法人化された後、本年で5年となるが、県民への被害者支援の必要性や重要性の広報が充分でない。このため

- ・ 新聞への広告掲載
- ・ バス車内への電照掲出
- ・ 街頭やイベント会場でのリーフレット・パンフレット等の配布
- ・ 「遺族の手記」の作成配布
- ・ 広報誌の作成配布

等、幅広い広報啓発活動を展開した。

(6) 支援キャンペーン等開催事業

犯罪被害者支援キャンペーンとして

- ・ 被害者支援・地域安全チャリティーコンサート～伊豆市
- ・ 「暴力追放・銃器根絶」県民大会～磐田市
- ・ 「暴力、飲酒運転追放、防犯まちづくり市民決起大会～静岡市清水区
- ・ ふれあいクリスマスコンサート～静岡市清水区

第1号議案

等を主催し、あるいはこうしたイベントに積極的に参加し、被害者の置かれた現状や支援の必要性、支援センターの存在意義、事業内容等について広報した。

平成18年度事業計画

第1 事業方針

平成18年度の事業活動は、犯罪被害相談をはじめとした従来 of 事業を継続実施する。特に当支援センターの存在と活動内容を広く県民に知らしめ社会的信用と信頼を確保し静岡県公安委員会による「犯罪被害者等早期援助団体」の指定に向けた取り組みを強化していく方針である。この為ボランティアに対する研修内容を見直し、臨床心理士の参加を求め、より実践的なカリキュラムに改め、資質の向上を図っていく。また、「日本財団」から前年度に引き続き、犯罪被害者等に対する直接的支援事業に対する助成を得て、同事業の更なる充実強化を図っていく。

なお、財政基盤の強化を図るため、賛助会員の獲得に努めるとともに、減少傾向にある賛助金・寄付金に歯止めをかけ、被害者支援活動について社会全体に幅広く呼び掛け、資金確保に努める。

第2 事業の実施に関する事項

1 犯罪被害の相談に関する事業

(1) 電話相談

毎週月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までの間、電話相談ボランティアによる電話相談を実施する。

(2) 面接相談

臨床心理士6人に依頼し、被害者の要望に基づきカウンセリングを随時実施し、被害者の精神的負担軽減に努める。

(3) 法律相談

静岡県弁護士会犯罪被害者支援対策委員会所属の弁護士18人に依頼し、被害者の法律的相談に応える。

2 被害者等の支援のための給付に関する事業

「水野基金」による犯罪被害者に対する見舞金の給付について、県警対策室の協力を得て行い、犯罪被害者・遺族の心身の回復に努める。

3 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者に対する申請手続き等に関する事業

「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」についての知識習得を図るため、担当ボランティアに対する研修を充実し、申請者に対しては積極的に手続き等を教示する。

4 犯罪被害者等に対する直接的支援に関する事業

(1) 犯罪被害者等の利便性を向上するため、県内東部に面接相談室を開設するため開設場所、体制、具体的な事業内容等について関係機関と協議をしていく。

(2) 直接支援事業を充実するため、直接支援員に対する研修会等を積極的に開催する。また、研修内容の充実を図るため研修会に臨床心理士の出席を得て、指導助言

等を実施し、資質の向上を図る。

(3) 自助グループに対する支援活動

自助グループの会合を毎月開催し、積極的な支援活動を展開する。

また、この会合に精神科医等を同席させ、被害者の精神的な被害軽減に資する。

(4) 裁判所等における付添い支援等

被害者のニーズに応じて、裁判所、検察庁、警察及び病院、行政機関等への付添い支援を実施するとともに、担当ボランティアに対する研修を随時計画実施していく。

(5) 被害者に対する初診料、医療費、宿泊費等と、防犯ブザー等の物品の支給等、経済的な支援を実施していく。

(6) テレビ、ラジオへの出演、新聞社に対する素材提供

各マス・メディアを積極的に活用し、被害者支援活動の必要性等について県民に対する広報啓発活動を展開する。

(7) リーフレットの作成・配布

リーフレットを5,000部作成する。

(8) 広報用グッズの作成・配布

クリアファイルを10,000部作成する。

(9) 広報誌「支援センターだより」の発行

本年度も「支援センターだより」を年4回発行し、支援センターの活動状況等を県民各層に広報する。

(10) ミニコンサート等の実施

県警音楽隊の協力を得て、クリスマスコンサート等を開催するほか、各種イベントの機会を捉えて広報啓発活動を実地する。

5 被害者等に対する広報及び啓発活動に関する事業

(1) カレンダーの作成、配布

平成19年度版カレンダー（名入り）を作成し、関係組織等に配布する。

(2) 「犯罪被害者支援の日」におけるキャンペーン期間中、静岡駅地下道において広報用看板を掲出する。

(3) 各種団体に対する講演

各警察被害者支援連絡協議会において犯罪被害者対策の重要性等について講演するほか、各種団体の会合等を利用して積極的な講演活動を実施する。

(4) 防犯グッズの配布

(5) ホームページの更新

支援センターのHP（<http://www.shizuoka-hhsc.jp/>）については、随時更新し、最新の情報を発信する。

6 被害者の実態調査及び研究活動に関する事業

静岡県被害者支援連絡協議会や全国被害者支援ネットワーク主催の全国研修会、各種団体が開催する研修会等に参加し、犯罪被害者支援活動に関する倫理、技術等のレベルアップを図る。

第3号議案

7 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

- (1) 「全国被害者支援ネットワーク」主催の評議員会等に参加する。
- (2) 財政基盤強化のために、賛助会員（団体）の募集と、賛助会費が確実に納入をされるよう努める。
- (3) センター業務充実強化のため、他県の支援センターの視察を実施する。

8 犯罪被害者等支援意識普及業務委託事業

- (1) テレビ・ラジオへの出演
各マス・メディアを積極的に活用し、被害者・県民に対する広報啓発活動に努める。
- (2) 「犯罪被害者週間」におけるキャンペーン活動
平成18年12月1日、「あざれあ」大ホールにおいて犯罪被害者週間のイベントとして犯罪被害者遺族の講演会を開催する。
- (3) ボランティア養成講座の実施
本年度も前年度と同様に「ボランティア養成講座」を開講し、底辺の拡大を図る。

9 犯罪被害者に対する直接的支援活動の普及と定着事業

前年度に引き続き平成18年度も「日本財団」から、犯罪被害者に対する直接的支援活動の普及と定着事業についての助成が決定した。

- (1) 東・西相談所開設事業
前年度開設の為の調査、準備等を実施してきた。当面沼津地区で面接相談を試行実施すべく、開設場所、体制等の具体的な内容について作業を進める。
- (2) 直接的支援充実事業
ア 犯罪被害者に対する直接支援業務に積極的に取組むとともに、臨床心理士会の協力を得て、事例検討会を開催し、協力関係の醸成に努める。
イ 直接的支援業務を担当する支援員に対する、研修会内容をより実践的なカリキュラムに改め、臨床心理士の参加を求め、指導、助言を得て、資質の向上を図る。
- (3) 直接支援員研修事業
4月から毎月1回定期的に研修会を開催し、本年度から、臨床心理士の常時出席を求めるとともに、精神科医、被害者遺族等を招き、講演や事例検討等、より実践的なカリキュラムに改め、直接的支援業務への取り組みを強化する。
- (4) 自助グループ支援事業
既存の自助グループの継続と拡大を目指すとともに、支援センター主導により、他の自助グループの結成に努め、犯罪被害者遺族の精神的被害の軽減を図る。
- (5) 広報啓発事業
広報誌の作成配布や、「犯罪被害者週間」のキャンペーンとして、新聞広告を掲載するほか、啓発グッズとして
 - ・ リーフレット
 - ・ クリアファイル等を作成し、県民に対する犯罪被害者支援の必要性、重要性の意識向上に努める。

第3号議案

(6) 支援キャンペーン等開催事業

県警音楽隊の協力を得て、支援キャンペーンを展開する。また、地方自治体、警察、各種団体と連携し、支援意識の普及を図る。